平成２２年（フ）第７２２号
神奈川県大和市南林間８丁目11番２号
債務者　萩原　純子
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７２７号
神奈川県藤沢市遠藤864番地の３　トーンハイムⅠ　101号
債務者　鈴木　啓一
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７３３号
横浜市戸塚区上矢部町667番地
債務者　宇田　　茂
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７４７号
横浜市保土ケ谷区西久保町17、住民票上の住所横浜市保土ケ谷区初音ケ丘33番26号
債務者　橋本　弘幸
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７５５号
横浜市青葉区荏田町427番地１　リバーサイドせせらぎ102号
債務者　川村　強哉
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８８３号
横浜市泉区和泉町4499番地の14
債務者　佐々木一弘
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９６６号
横浜市港南区丸山台２丁目29番23号　レインボーヒルズ202号
債務者　古川　常博
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月４日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９７２号
神奈川県海老名市望地２丁目14番２―204号
債務者　飯田　晃偉
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１９８号
静岡県浜松市中区城北１丁目３番16号　野沢マンション307
債務者　石上　真美
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月４日午前11時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第１６０２号
大阪市淀川区野中南２丁目６番17号　十三文化Ｅ５号
債務者　村田　達也
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月８日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２４６５号
大阪府門真市幸福町19番17号
債務者　鈴木　秀和
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月８日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４７号
岡山県津山市妙原36番地１
債務者　道端　壽美
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月10日午後１時10分
岡山地方裁判所津山支部

平成２２年（フ）第１９７号
栃木県日光市大桑町752番地、住民票上の住所栃木県日光市森友1639番地３
債務者　爲川　地兄
1　決定年月日時　平成22年４月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月21日午後４時20分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第２２１号
栃木県矢板市荒井615番地55　グランドゥメゾン208号、前住所栃木県芳賀郡益子町大字塙3623番地
債務者　中村　拓馬
1　決定年月日時　平成22年４月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月28日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第２２３号
栃木県宇都宮市上横田町744番地10
債務者　遠島由美子
1　決定年月日時　平成22年４月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月28日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係